

金 検 第 813 号
平成 27 年 7 月 6 日

日本公認会計士協会
会長 森 公 高 殿

金融庁検査局長
遠 藤 俊 英

会計監査及び内部統制監査と金融検査の連携について
(要請)

金融庁検査局（以下「当局」といいます。）では、平成 25 事務年度より、金融検査のあり方を改め、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングを効果的に組み合わせて実態把握を行う手法を導入しています。新しい手法においては、金融機関の経営管理（ガバナンス）態勢について、社外取締役を含む取締役会、監査役会・監査（等）委員会及び内部監査部門の実質的な機能発揮状況、外部監査に係る態勢整備や実効性確保に向けた取組み等について検証しています。

当局としては、このような取組みの一環として、立入検査中以外の期間においても、必要に応じて、金融機関の会計監査人と下記の要領で双方向の意見交換を行うこととしておりますので、御協力をお願いいたします。

なお、当分の間、意見交換の対象となる金融機関については、銀行・信託銀行・保険会社（持株会社を親会社とする金融機関については当該持株会社）を想定していません。

記

金融庁及び財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）の検査部局は、各金融機関（立入検査中の金融機関を含む。）における経営管理の状況の検証等に資する観点から、必要に応じて、対象金融機関の同意を前提に、金融機関経由で会計監査人に意見交換の申入れをすることとします。会計監査人は、この申入れに対する応否を金融機関経由で検査部局に連絡するようにお願いいたします。

また、金融機関の会計監査人から金融機関経由で検査部局に対して意見交換の要請があった場合には、当該金融機関の監査機能等の充実に資する観点から、特段の事情のない限り意見交換に応じることとします。

検査部局は、意見交換の実施に当たっては、以下の点に留意することとします。

イ. 意見交換の実施に先立ち、当該意見交換の場における会計監査人と対象金融機関との間での守秘義務が解除されていることを確認します。

ロ. 意見交換の実施時期については、会計監査人が必要に応じて意見交換の結果を監査計画へ反映すること等を考慮して決定します。

ハ. 意見交換に当たっては、

- ・ 対象金融機関に対する会計監査及び金融商品取引法に基づく内部統制監査の基本的な方針及び実施状況並びに対象金融機関の経営環境や経営実態に関する会計監査人の認識等を確認し、
- ・ 検査部局の関心事項等を会計監査人に伝え、これらの点に関する会計監査人の見解を確認し、両者で十分な意見交換を行います。

二. 監査役監査・監査（等）委員会監査、内部監査、外部監査の連携を促進する観点から、対象金融機関の監査役・監査（等）委員及び内部監査部門の関係者の立会いを認めます。ただし、対象金融機関の上記関係者の立会いが不要と考えるときは、その旨を対象金融機関及び会計監査人に伝え、同意を得ます。

ホ. 意見交換は、会計監査人と検査部局の相互理解を促進し、対象金融機関の会計監査及び内部統制監査と金融検査の実効性の向上に資する目的の事項について行います。